

平成 30 年 4 月 1 日

株主各位

名古屋市港区入船二丁目 4 番 6 号

名港海運株式会社

代表取締役社長 藤森 利雄

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 29 年 12 月 18 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 30 年 4 月 1 日をもって、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、公告いたします。

以上

(ご参考)

1. 上記変更に伴い、平成 30 年 4 月 1 日をもって、名古屋証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されます。
2. 株主各位におかれましては、一切のお手続きは不要ですので、念のため申し添えます。